

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 29 年 4 月 21 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
契約担当役理事 大津賀 久嗣

1 一般競争入札に付する業務

- (1) 業務名 沖縄職業能力開発促進センター屋根等改修工事設計監理業務
- (2) 業務場所 沖縄県中頭郡北谷町字吉原 7 2 8 - 6
- (3) 業務内容 「沖縄職業能力開発促進センター屋根等改修工事設計監理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)記載のとおり。
- (4) 履行期間
ア設計期間：契約締結の翌日から平成29年8月29日まで
イ監理期間：当該設計業務に係る工事の公告日から工期末日の14日後までとする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成29年5月10日時点において、厚生労働省の一般競争参加資格の「建築関係コンサルタント」に係る「A」又は「B」等級の認定を受けている者であつて、沖縄県内に本社又は支店のいずれかを有する者であること。
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構監理業務委託要綱第6条(別紙参照)による監督員を配置することができる者であること。
- (5) 平成29年5月10日時点において、厚生労働省より指名停止措置または当機構より競争参加の資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法に基づき民事再生手続の申立がなされている者でないこと。
- (8) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 平成29年5月10日時点において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間経過中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

3 入札心得書及び仕様書の交付方法

下記アの場所あてに電子メール本文に、会社名、担当者名、電話番号およびFAX番号を明示して、交付の申込をすること。

なお、電子メールの件名は『「沖縄職業能力開発促進センター屋根等改修工事設計監理業務」に係る入札心得書の送付依頼』とすること。

申込みを受け付けた後、機構ホームページに掲載する入札心得書等のパスワードを電子メールにより通知する。

ア 場所

〒261-8558

千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 経理部契約第一課 工事契約係

TEL 043-213-6422 FAX 043-213-6473

電子メールアドレス kokeiyaku@jeed.or.jp

イ 日時 平成29年4月21日9時30分から平成29年5月10日17時00分まで

土・日祝日を除く10時00分から12時00分、13時00分から17時00分

なお、申込日から3日以内にパスワードの電子メールの受信が確認できない場合は、下記11まで連絡すること。

4 入札参加申込方法

入札参加申込は、上記3のパスワード受領後、次に掲げるところにより行うこと。

(1) 入札参加申込は、厚生労働省に登録している本社（店）においておこなうこと。ただし、上記「2競争参加資格」において示す沖縄県内に本社がない場合は、沖縄県内に支店を有することが確認できる書類（現在事項全部証明書等の写し）を提出すること。

(2) 入札参加申込書及び厚生労働省の「資格審査結果通知書」の写しを、下記のとおり書留郵便（一般書留、簡易書留）又は宅配便により送付すること。

ア 送付先

〒261-8558

千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 経理部契約第一課 工事契約係 あて

TEL 043-213-6422 FAX 043-213-6473

イ 入札参加申込書受付期間

平成29年4月21日9時30分から平成29年5月10日17時00分まで（必着）

5 入札参加資格の審査

入札参加申込の受付終了後、当機構において入札参加申込者の入札参加資格に係る審査を行う。審査の結果、欠格者については、平成29年5月15日までに通知する。

なお、入札参加資格があると認められた者であっても、上記2の競争参加資格条件を欠くと認められた場合には、入札参加資格を取り消すものとする。

6 入札方法等（郵送による入札）

(1) 入札書の提出方法

下記の提出期限までに書留郵便（一般書留、簡易書留）又は宅配便により提出すること。
提出期限：平成29年5月19日17時00分（必着）

提出先：〒261-8558

千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 経理部契約第一課 工事契約係あて

(2) 開札日時及び場所

日 時 平成29年5月22日 16時30分

場 所 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2

千葉職業能力開発促進センター高度訓練センター 602会議室

（TEL 043-213-6422）

(3) 落札者の決定

入札参加者のうち、その入札価格が契約の目的に応じ予定価格の108分の100に相当する価格の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

ただし、その価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の108分の100に相当する価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) その他

入札方法等の詳細は、入札心得書による。

7 契約書の作成

設計監理業務委託契約書（以下「契約書」という。）は、当機構指定のものを使用しなければならない。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 落札者は、契約書の提出日までに契約保証金の納付に代わる次のいずれかの保証を付さなければならない。

なお、保証金額又は保険金額は、業務委託金額の10分の1以上としなければならない。

ア 銀行、機構が確実と認められる金融機関又は前払金保証事業会社の保証

イ 公共工事履行保証証券による保証

ウ 履行保証保険契約の締結及びその保険証券の寄託

9 異議の申立

当機構の判断により入札参加資格がないとされたことに対する異議は、入札参加資格に係る審査

結果通知日から3日以内（通知日及び土日祝祭日は含まず）に届くように以下の問い合わせ先あて文書で申し立てすること。また、文書発送前後には、質問受付時間内に電話による連絡を必ず行うこと。

なお、それ以後は、異議の申立は受け付けないものとし、当機構の手續に過失がある場合においても責任を問えないものとする。

10 その他

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

11 問い合わせ先

〒261-8558

千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 経理部契約第一課 工事契約係

TEL 043-213-6422 FAX 043-213-6473

以上

監理業務委託要綱(抜粋)

(監督員の資格)

- 第6条 主任監督員は、1級建築士として5年以上の監理の実務経験を有し、当該工事を充分監理する能力を有するものとする。ただし、監理対象工事が設備工事が単独又は主の場合は、機構と協議の上、建築設備士等とすることができる。なお、主任監督員の再委託は不可とする。
- 2 建築の監督員は、1級建築士又は2級建築士とする。ただし、2級建築士の場合は、10年以上の監理の実務経験を有するものとする。なお、巡回監督の場合は、1級建築士とする。
- 3 電気設備の監督員は、設備設計一級建築士、建築設備士、電気工事施工管理技士若しくは電気主任技術者(電気事業法)とする。ただし、資格を有しない者の場合であっても、10年以上の監理の実務経験を有する場合は、機構と協議し、監督員とすることができる。
- 4 機械設備の監督員は、設備設計一級建築士、建築設備士若しくは管工事施工管理技士とする。ただし、資格を有しない者の場合であっても、10年以上の監理の実務経験を有する場合は、機構と協議し、監督員とすることができる。
- 5 監督員の資格は、前4項までの定めによるほか、機構が必要と認める工事にあつては、委託仕様書により要件を付加する。

【注意事項】

第6条第1項の「当該工事を充分監理する能力」について、監督員を承諾する際に確認する場合があります。